

議案第 9 号

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

**平成30年2月27日可決**

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市福祉医療費支給に関する条例（昭和50年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項から第3項までの規定中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条第1項中「第55条」の次に「若しくは第55条の2」を加える。

第6条中「共に」を「ともに」に改める。

第7条ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第9号中「若しくは」を「又は」に改める。

第8条第2項及び第4項中「支払い」を「支払」に改める。

第9条第1項第2号中「かかる」を「係る」に改める。

第10条第4号及び第12条第2項中「支払い」を「支払」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。